

災害救助法の対応から新たな支援策への移行

仮設・借上げ住宅の供与期間を更に1年延長（6年間）し、平成29年3月までとする。



※避難指示区域以外(地震・津波の被災者を除く)からの避難者においては新たな支援策に移行します。

帰還・生活再建に向けた総合的な支援策

○新規・重点施策

〈検討を進める施策〉

- ・借上げ住宅等から県内の恒久的な住宅への**移転費用の支援**(27年度～)
- ・低所得世帯等に対する**民間賃貸住宅家賃への支援**(29年度～)
- ・避難者のための**住宅確保(公営住宅等)**への取組
- ・**避難者のコミュニティ活動の強化**

◆被災者のくらし再建相談ダイヤルを

(電話番号:0120-303-059)

設置しました。(平成27年6月15日から)

◆県職員や住まいの専門家などが避難先(他県等)

に出向き**帰還や生活に関する相談会**を開催する予定です。

(平成27年7月から ※避難者の多い都県を中心に実施)

○生活再建支援策の継続・拡充

〈健康・福祉・子育て〉

- ・県民健康調査事業
- ・被災者の心のケア事業 等

〈住まい(転居含む)〉

- ・福島県住宅復興マッチングサポート事業
- ・ふくしま定住・二地域居住推進基盤再生事業 等

〈リスクコミュニケーション〉

- ・放射線・除染に係るセミナー・現地視察会
- ・食の安全・安心推進事業 等

〈生活支援〉

- ・被災地情報提供事業
- ・母子避難者等高速道路無料化支援事業 等

〈除染〉

- ・市町村除染対策支援事業
- ・除染情報視覚化事業

〈生活資金〉

- ・生活福祉資金貸付等補助事業
- ・母子(父子)福祉資金貸付事業

〈放射線〉

- ・緊急時・広域環境放射能監視事業
- ・学校給食検査体制支援事業 等

〈就学(教育)〉

- ・被災児童生徒等就学支援事業
- ・ピュアハートサポートプロジェクト 等

〈就労〉

- ・ふくしま回帰就職応援事業
- ・ふるさと福島Fターン就職支援事業 等

〈賠償〉

- ・原子力損害賠償法律等相談事業
- ・原子力損害賠償巡回相談事業